

令和8年度山形県地方就職学生支援事業(地方就職支援金)

東京圏にお住まいの大学生・大学院生のみなさん！！
山形県へ就職・移住する大学生・大学院生を応援します！！

山形県内の企業への選考面接に係る交通費の一部、
山形県内への移住に係る移転費を助成します！！

対象経費

- ・ 県内企業の選考面接に係る交通費
- ・ 県内への移住に係る移転費

※申請にあたっては要件があります。詳しくは裏面をご確認ください。

支給額

交通費：「対象となる交通費の1／2の額」又は「11,900円」の
いずれか低い額

移転費：最低限の実費であることを証明できる場合は「実費」

上記以外の場合、「実費」又は「81,500円」のいずれか低い額

※「最低限の実費であることを証明できる場合」の証明書類の例

- ・ 引越業者へ依頼した場合は、「3社以上の見積書」、「メタサーチサイトの検索画面」等
- ・ 自家用車で引っ越した場合は、「高速道路料金、ガソリン代が社会通念上相当であると分かる資料」等

※支給額は市町で異なる場合がありますので、申請先市町へお問合せください。

対象者

本部が都内にある大学の東京圏（※）にある
キャンパスに在学する卒業年度の学生

※東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

対象の大学は
こちら



申請期間

令和8年4月1日～令和9年2月末日

申請先

移住（予定）先の市町

※以下の市町で実施を予定しております。

実施市町(予定)

山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、天童市、
東根市、南陽市、山辺町、中山町、金山町、白鷹町



詳しくは県HPを
ご確認ください。

山形県地方就職学生支援事業



「山形県UIターン

就職活動交通費助成事業費補助金」

地方就職支援金のほかに
県内へのUIターン希望者
向けに交通費助成を行って
います！

※地方就職支援金と同一の交通費を
重複して申請することができません。



※市町村でも独自に実施している助成金があります

■申請に係る主な要件

移住に関する要件	
移住元に関する 主な要件	①本部が都内にある大学の東京圏（※）にあるキャンパスに在学する卒業年度の学生。 ※東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県 ②大学・大学院の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住している。
移住先に関する 主な要件	①山形県内に移住したこと。（就職活動等にかかる経費（交通費）については、山形県に所在する企業に就職することが内定していること。） ②地方就職学生支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。（在学中に就職活動等に係る経費（交通費）を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。） ③移住先の市町に、地方就職支援金の申請日から <u>1年以上</u> 、継続して居住する意思を有していること。 🌟 要件緩和
就業に関する要件	
就業先に関する 主な要件	①勤務地が山形県内に所在する企業等に、大学等を卒業・修了してから1年以内に就職していること。 ②官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。ただし、市町が指定した機関であれば対象とする。 ③就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、移住に係る経費（移転費）については対象とする。
就業条件等に関する主な要件	①原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。 ② <u>移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用であること。</u> 🌟 要件緩和

※申請要件は全て満たす必要があります。

※上記要件の他にも満たすべき要件がありますので、詳しくは各市町の窓口にご確認ください。

■申請方法について

申請方法	申請書に必要書類を添えて、各市町の窓口申請してください。 年度内の受付は2月末日までです。 ※地方就職支援金は各市町の予算の範囲内で実施しています。予算上の理由等により支援金の交付が不可となる可能性がございますので、申請前に必ず移住予定先の市町の窓口までお問い合わせください。
------	--

注 意 事 項

- ・対象市町から1年以内に転居した場合または対象の職を辞職した場合等には地方就職支援金の全額返還を求められる場合があります。 🌟 要件緩和
- ・地方就職支援金と「山形県UIターン交通費助成事業費補助金」において同一の交通費を重複して申請することはできません。